

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

## イベント主催団体の皆さんを応援します！

### 「リョーマの休日キャンペーン」イベント等支援事業費補助金

ガイドライン  
を遵守した



#### 1 イベント開催

- ①感染防止対策（関連ガイドラインの遵守）に必要な経費及びシャトルバス運行のために必要となる経費を支援
- ②「新規イベント開催」「既存イベントの拡充分」に係る経費の内、対象となる項目の経費は別途支援が可能  
※県内外から観光客の集客を主目的とするものに限る。（例えば、地域の住民向け納涼祭などは不可）  
※原則、支援を受ける年度を含め**3年間**は継続してイベント開催するものを支援（単発のイベントは不可）



#### 2 歴史企画展

- ①感染防止対策（関連ガイドラインの遵守）に必要な経費及びシャトルバス運行のために必要となる経費を支援
- ②企画展の目玉となる貴重展示物や著名人等の派遣に係る経費は別途支援が可能  
※貴重展示物については他のイベント等での集客実績、著名人については県観光特使の基準などを基準にその集客力に関する事前審査のうえ、採択させていただきます。



#### 支援の対象となる事業者

- ・ 県内の市町村等（一部事務組合、広域連合を含む）
- ・ 県内に事務所や活動拠点を置く地域の活動団体（規約や規則等により組織概要の確認ができるもの）
- ・ 県内の広域観光組織
- ・ 県内で歴史文化施設を運営する団体



#### 1 地域イベント（補助率等）

##### ①感染防止対策及びシャトルバス

【補助率】 2 / 3 以内【補助上限額】 500千円

##### ②感染防止対策 以外

※新規イベント、既存イベントの拡充部分に係る経費のうち、**要綱別表第1「補助対象経費詳細」**が補助対象です。

【補助率】 1 / 2 以内（昨年度までに補助率1/2以内で支援を受けたものは1/3以内）

【補助上限額】 1,000千円

【補助下限額】 200千円以上



#### 2 歴史企画展（補助率等）

##### ①感染防止対策及びシャトルバス

【補助率】 2 / 3 以内【補助上限額】 500千円

##### ②企画展開催に係る下記事業

- 県外観光客の誘客が期待できる**著名な講師等**の招請に係る費用。
- 県外観光客の誘客が期待できる**貴重史料・資料等**のレンタルに係る費用。

【補助率】 1 / 2 以内【補助上限額】 500千円

【補助下限額】 200千円以上

マスク露出が多い講師等

十分な集客力のある稀少展示物等



#### ★補助対象経費として、以下の例をご参照ください。

#### 感染防止対策の対象例

- ・ アルコール消毒液、来場者向けのマスク、非接触体温計等の整備に係る経費
- ・ 来場者の手洗い等の衛生面向上のために必要となる経費
- ・ 会場の換気のために必要となる経費
- ・ ソーシャルディスタンス確保のために従前よりも大規模な会場を借り上げるための経費
- ・ 間仕切りの設置やソーシャルディスタンス確保のサイン表示に係る経費
- ・ 感染防止策を周知するポスター、チラシ、看板、のぼり旗等の製作・設置経費
- ・ 感染防止策を周知する新聞・情報誌への広告掲載及び折込広告経費
- ・ イベント関係スタッフのPCR検査等に係る経費
- ・ 来場者数制限の管理のために必要な臨時的職員の雇用に係る人件費
- ・ 使い捨ての手袋、おしぼり、食器類、カバー等の来場者への飲食提供の際の感染防止対策に係る消耗品費
- ・ 主たるイベントの密を避けるために行う、従たるオンライン配信に係る経費（コンテンツ制作費は対象外）  
※広報物や広告については紙面の1/3程を感染対策に関する内容が占めること  
※汎用性の高い高額な備品についてはレンタルで対応するものを補助対象経費とすること  
※オンライン配信は、主たるイベント（リアル開催）の従となるもの（経費面、実質面）である場合のみ補助対象とすること  
※その他、ここに記載がない事項については、高知県観光振興部地域観光課までご相談ください。



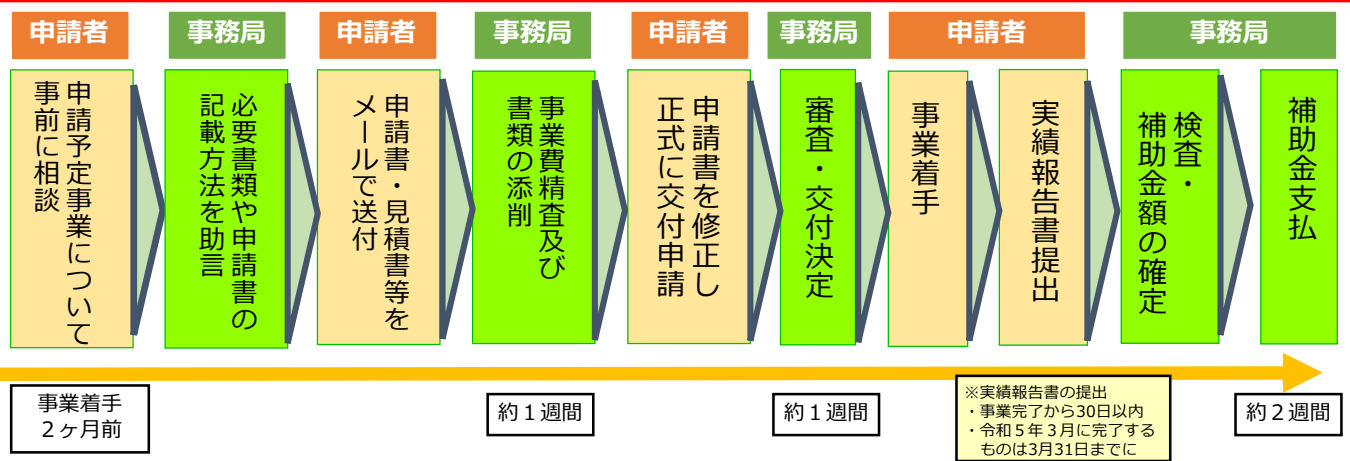
県内の事業者へ  
ご注目頂くよう、  
お願い致します。

#### シャトルバスの対象例

- ・ 特設駐車場からイベント会場までのピストン輸送のためのバスの経費
- ・ 複数のイベント会場をつなぐ臨時循環バスの運行のための経費
- ・ イベント会場から、周辺地域のビュースポット等への周遊バス
- ・ 最寄り駅からイベント会場までの送客のためのバス
- ※その他、ここに記載が無い事項については、高知県観光振興部地域観光課までご相談ください。



# 補助事業の流れ



## 【補助金交付要綱、申請書類について】

高知県 観光振興部 地域観光課のホームページから、ダウンロードしてご利用ください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020601/>

チェック欄	書類名	備考
<input type="checkbox"/>	交付申請書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者数や来場者数の目標設定の根拠が明確か</li> <li>・補助金額が20万円以上となっているか ・責任の所在が明らかでそれに足りるか</li> <li>・収支予算の支出が徴収した見積書と一致しているか</li> <li>・体験料や入場料を徴収する場合は収入として記載しているか</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	企画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な感染症対策の取組予定内容が明記されているか</li> <li>・リスク管理体制が整っているか ・「感染防止策チェックリスト」の公開</li> <li>・業種別ガイドラインが遵守されているか</li> <li>・事業内容が具体的にになっているか (既存イベントの場合は、拡充部分の取組内容及び経費が明確か)</li> <li>・著名講師のプロフィール等は明記されているか</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象となる事業費の見積書がすべて揃っているか</li> <li>・見積書の宛名が補助金申請者と同一か</li> <li>・税抜き、税込みの価格が明確か ・数量や見積もり内容が具体的か</li> <li>・県内の事業者へ見積依頼可能ではないか。</li> <li>・約定する予定価格が30万円を超える場合、2者以上から見積書を徴収しているか</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	全税目の納税証明書 (原本)	※納税義務のある団体が申請する場合
<input type="checkbox"/>	法人登記簿謄本 (原本)	※納税義務のある団体が申請する場合
<input type="checkbox"/>	申立書 (任意様式)	※納税義務のない団体が申請する場合
<input type="checkbox"/>	誓約書兼同意書	団体の代表者が自筆でご記載ください

## 留意事項 (抜粋)

- ・必ず交付決定後(補助金交付決定通知書をお送りします)に事業を実施してください。交付決定前に事業に着手していた場合には補助対象外とします。
- ・交付決定後に補助事業の内容を変更する場合や、補助金額が20%以上減額になる場合は、事前承認が必要です。
- ・補助金交付決定を受けていても、定められた期日までに実績報告書の提出がなければ、補助金は受け取れません。
- ・交付申請は先着順に受け付けます(申請書及び見積書等の必要書類が整っていないものは受け付けられません)。**予算がなくなり次第終了**とさせていただきますので、申請準備はお早めをお願いします。
- ・イベント以外に汎用性の高い物品や備品購入をされる場合、補助対象外となる場合がありますのでご相談ください。
- ・虚偽の申請や報告をされた場合、補助金の取消・返還等の手続きとともに処分される場合があります。

## 【お問い合わせ先】

高知県観光振興部地域観光課 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

TEL : 088-823-9791 FAX : 088-823-9256

E-mail : 020601@ken.pref.kochi.lg.jp